

自治体からの主な意見・要望(個別一覧)(H25.7.31)

※ポータルサイトのFAQページに掲載している趣旨の意見については除外、都道府県名は了解を得たところのみ記載

【FAQ】<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/faq/faq28.html>

気象等の発表基準に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要

気象(大雨、大雪、暴風(暴風雪)、高潮、波浪)の特別警報について、数値基準など明確な基準を設定すべき。指標となる数値を共有すべき。

(個別意見・要望内容の詳細)

- 特別警報が発令された場合、県は市町村へ、市町村は住民への周知義務が生じ、また避難勧告の発令等を検討しなければならないため、それぞれの発表基準について、数値化による明確化をお願いしたい。(山形県)
- 大雨の特別警報発表基準を定めるにあたっては、発表の目安となる累積雨量など具体的な数値の設定について、検討することを要望する。
- 「数十年に一度」という抽象的な基準ではなく、雨量等の具体的な数値基準を明示していただきたい。(埼玉県)
- 一部の市町から、通常の警報と同じように、市町ごとに数値基準を設けた方がよいとの意見があった。
- 【大雨の特別警報発表基準】
発表の目安となる降水量を示してもらえると良い。
- 「数十年に1度」という気象庁関係者にしかわからない曖昧な表現ではなく、予想される降雨量の具体的な数値を示すべきである。
- 数十年に1度の降雨量となる大雨等との記述であるが、大雨特別警報が発表される主な事例においては、数十年に一度どころか2011年については3度発生しており、その他についても約2年に1度のペースで発生している。よって、この基準は実際との相違があるため、「〇〇mm以上の異常な降雨量となる大雨が予想される場合」など、具体的な記述にしてはどうか。
- 気象等の特別警報について、「数十年に一度」との表現は曖昧であるため、発表の判断基準を明確にすべきである。
- 「数十年に一度」の定義が不明瞭。分かりにくい。
雨量(時間雨量、累積雨量等)等の数値基準を明確に示す必要があるのではないかと。
また、過去の対象事例を用いて発表のタイミングを解説していただくなど、気象庁からの具体的な説明が必要ではないかと。(奈良県)
- 「数十年に一度」の表現が具体的な状況について想像し難いため、降雨量・積雪量等の数値による表現方法について検討いただきたいと思います。
- 数十年に一度という基準でなく、具体的な基準となる数値等を明示していただきたい。
- 各発表基準は「数十年に一度」という定性的な表現ではなく、定量的な表現あるいは県民がイメージできる過去の災害を具体的に明記すべきだと考える。
各自治体では、内閣府や消防庁の要請を受け、水位・雨量等の数値や警報・浸水等の客観的事実を基準とした具体的な避難勧告等の発令基準の策定を行ってきている。客観的事実としての警報の発令が、定量的なものでなく定性的なもので発令されては、各自治体が策定してきた避難勧告等の発令基準と整合が図れなくなると考える。
- 県として特段の意見はないが、市町村から、「特別警報発表の住民周知を行う上で、発表基準を数値で示した方が、住民が理解しやすいのでは」という意見があった。
- 降雨量等について具体的な数値基準を示していただきたい。(福岡県)
- 気象等の特別警報(大雨、暴風・高潮・波浪、大雪)の基準について、数十年に一度の基準が曖昧であるため、特別警報の対象となるのか判断しづらい。津波、地震等と同じように具体的な数値で基準を設定できないものか。
- 気象に関する特別警報については、過去の気象事例や地域特性等を考慮の上、累加雨量等の具体的な数値を基礎とした一定の基準を示されたい。また、基準を示すことが困難な場合にあつては、従来の警報以上の状態になると予想された場合には特別警報が発表されるものという住民感覚に合った運用をされたい。(京都府)
- 発表基準として、災害事例を用いて定性的に示しているが、降雨量等の定量的な判断基準を示す必要があるのではないかと。(佐賀県)
- 発表基準が「数十年に一度の降雨量」等あいまいな表現となっている。事前に市町村において、特別警報が発表されるかどうか予想しにくく防災体制を取りにくいいため、一定の目安となる発表基準の数値を示して頂きたい。
- 避難勧告等の発表基準は、市町村地域防災計画において具体的な雨量や河川の水位などによって定められている。一方、特別警報は「数十年に一度」という曖昧な基準であり、避難指示等の具体的な基準として位置づけることは難しく、反映しにくいと考えられる。特別警報の発表の具体的な基準を提示する必要があると考える。(鹿児島県)
- 発表の方法について、「数十年に一度の」、「伊勢湾台風級」と言われても、一般市民にとっては、分かりにくいのではないかと。
- 発表基準に具体性がないので目安となる雨量をどのように考えればよいか数値を示してほしい。
- 数十年に一度の降雨量、暴風、降雪量が予想される場合とされているが、あいまいなので、定量的(数量を明記)にあらわしていただきたい。(例)時間降雨量 100mm/時間
- 定性的な判断基準だけでなく数値的な発表基準を定めていただきたい。
- 貴庁が示された基準(案)にて特に問題なし。
ただし、大雨特別警報の発表基準については、今後、具体的な数値目標の策定に向けた検討を進めていただくとともに、今後導入が検討されているレベル4以上の土砂災害警戒情報の発表基準との整合性を図るなど、発表基準の精査に努めていただきたい。(長崎県)
- 基準が抽象的であるため、警報と特別警報がどのような順序・タイミングで発令されるのかが分かりにくい。
- 大雨の特別警報発表基準については、過去に大きな災害をもたらした台風や集中豪雨などを基準としているが、通常の大雨警報から大雨特別警報に切り替わることも想定されるため、特別警報としてある程度目安となる数値の基準(時間雨量や積算雨量等)を決めていただきたい。
- 特別警報の発表時においては、住民の自主的な避難行動に結びつけることが必要であることから、災害の危険性を伝える目的で「数十年に一度」等の表現による注意喚起が必要と思われます。
しかし、防災関係機関については、危険性に関する共通認識がより具体的に得られるよう、基準を定量的に定めた上で、運用されることが必要と思われます。
とりわけ、沖縄県においては、台風の常襲地域であることから「暴風」特別警報の発表基準を「風速50m/s以上」とするなど地域の実情に応じた基準の設定が必要と思われます。(沖縄県)
- 気象に関する特別警報の発表基準(案)について、現在の発表基準(案)では、どのような状況になると発表される可能性が高いのか客観的に分からないため、降雨量等、具体的な数値基準を地域ごとに設定すべきである。
- 大雨の発表基準を総雨量や時間雨量など、具体的な数値を希望します。(群馬県)

- 時間雨量など定量的な基準は検討されているのか。
- このたびの特別警報のほかにも、「これまでに経験したことのない大雨」など気象に関して諸表現があり、情報を受ける住民にとってほどの内容が最も注意しなければならない情報なのか非常に分かりにくくなる恐れがある。警報対象となる気象レベルについて異論はないが、「数十年に一度」「〇〇級」という基準では分かりにくいいため、より具体的な数値（雨量や降雪量）による基準の方が良い。
- 他の発表基準と異なり、具体的な数値基準でなく「数十年に一度…」という抽象的な基準では混乱を招くのではないのでしょうか。
- 特別警報の発表基準について、降雨量、台風の大きさ、降雪量等の具体的な数値により、基準を明確化してほしい。
- 特別警報が発表されるかどうか判断できる目安があれば事前に対応でき、発令された際の初動体制がとりやすくなるため。
- 大雨、暴風、暴風雪、大雪、地面現象についての特別警報の発表基準案については、特別警報発表時の都道府県及び市町村における防災体制の検討等に必要のため、本県域における特別警報の発表に係る降雨量等の数値基準（数値基準による機械的な運用がなされない場合には、その具体的な運用基準を含む）を明示していただきたい。
- 大雨に関しての雨量は数十年に一度とあるが、時間当たり、1日当たりの雨量はどれくらいか目安となる基準を知りたい。暴風についても最大風速が約何メートルなのか最大瞬間風速が約何メートルなのか基準を知りたい。
- 数十年に一度や〇〇級の大雨・台風の表現について、もう少し具体的な表現で示した方が住民もわかりやすいのではないか。過去の災害を用いる場合でも、警報の発表基準のように具体的な降水量や風速などの数値的基準を設けた方がよいと思う。伊勢湾台風級と言われるか、当時の災害を経験している人であれば想像がすくと思うが、多くの住民はどの程度危険な状態であるか、避難する必要があるかなどイメージがしにくいと思われる。（黒石市）
- 目安で良いので一定の数値基準を設定できないのでしょうか？
- 大雨注意報及び警報と同様に具体的な数値を設けるべきと考える。
- 大雨の特別警報を発令する場合の各市町の具体的な降雨量の基準を示してほしい。
- 台風については事前に予測された規模・進路等により発表基準の絞り込みが可能であると思われるため、具体的な基準策定についての検討に取り組んでいただきたい。（長崎県）
- 「大雨の特別警報」の発表基準や他の情報との位置付けが理解しづらいため、市民へどのような行動をとってもらえばいいのか分からない。例えば、本市では土砂災害警戒情報が発令された時点で急傾斜地等の危険箇所へ避難勧告を発令するが、土砂災害警戒情報が発令される前に「大雨の特別警報」が発令された場合に避難勧告を発令すべきか判断しがたい。
- 大雨、大雪等に関する特別警報に関する基準を数値などで具体的に示すとともに、当県に影響があった過去の災害で該当する事例があれば例示していただきたい。（秋田県）
- 暴風雪についての特別警報の発表基準をもう少し明確にしていきたい。
- 大雨の特別警報については、他の特別警報に比べ発表される可能性が高いことから、消防機関としても市民への周知が遅れないようにするためにも、降水量の数値的な目安をもとに事前の万全な準備体制が必要不可欠となる。よって、特別警報の発表基準として、「数十年に一度」とは別に気象庁が特別警報を発表する際の判断となる降水量等の数値的な基準も示していただきたい。もちろん特別警報発表前には、降雨状況や時間雨量、積算雨量などからも特別警報が発令されることは、ある程度の予測はつくが数値的な具体的発表基準が示されていた方がさらに市民への周知を含めた事前の準備体制が整う。
- 大雪に関して、数十年に一度の積雪深がある状態ですらにまとまった降雪がある場合とあるが、具体的な数値（数十年に一度⇒観測史上の最高の最深雪積雪、あるいは1位から10位までの平均、さらにまとまった雪⇒観測史上の最高の日降雪の深さといったような）を例示していただきたい。
- 発表基準は、「数十年に一度」という表現ではなく、イメージしやすい具体的な数字基準を示していただきたい。（長野県）
- いずれの現象においても数十年に一度の事象についてとのことであるが、これは考え方であり、発表基準としては、それぞれ具体的な数値で表していただきたい。（滋賀県）
- 特別警報の基準については、「気象現象等に関する科学的・客観的観点から定まるものではなく、基準を定める区域において想定される重大な災害やその発生蓋然性を踏まえ設定する」とのことであるが、自治体や住民が当警報の趣旨を理解し、避難体制等の適切な対応を図るためには、具体的な基準（雨量、過去における対象事例、発表頻度など）を提示することが有効であると考え。（平成25年度防災気象連絡会（H25.5.17開催）において、平成18年北薩豪雨や平成23年奄美豪雨災害は特別警報の対象とならず、平成5年8月豪雨災害は対象となることであったが、当警報のイメージが分かりにくい。）（鹿児島県）
- 「数十年に一度」という基準では、警報と特別警報の違いが判別しづらいことから、可能な範囲で具体的な数値を示していただきたい。
- 大雨の特別警報発表基準について、「数十年に一度の降雨量となる大雨」など表現が抽象的でわかりにくい。実際の運用に際しての降雨量等の数値について、事前に県及び市町村に十分に説明をいただきたい。（徳島県）
- 当町における昭和38年1月豪雪の際の最高積雪は140cm、累計降雪量が874cmであり、昭和56年豪雪の際の最高積雪は202cm、累計降雪量が1,356cmである。しかし、昭和34年以降、最高積雪が200cmを超えたシーズンは19シーズンあり、累計降雪量も1,000cmを超えたシーズンが24シーズンもあることから、想定している豪雪が当町においては、数十年に一度の降雪量とは考えにくく、対象豪雪そのものが当町の実績とは合致していない。地域の実績も踏まえて発表基準とする必要があるのではないかと思われる。（大雨の場合も同様）
- 数十年に一度という基準でなく、具体的な基準となる数値を明示していただきたい。
- 【暴風（暴風雪）・高潮・波浪の特別警報について】
これらについては、その原因となる台風等の強度を基準とし、それぞれの量的予想の基準を設けないのは何故か。
- 数十年に一度の降雨量又は降雪量の数値的目安について、設定が可能なら設けてほしい。（弘前市）
- 特別警報発表時においては、県、市町村及び防災関係機関等により、事前の準備も含め、連携した災害対応が必要となることから、特別警報発表に係る数値基準について、県、市町村及び防災関係機関等に対して明らかにし、あらかじめ情報共有できるようにしていただきたい
- 過去に大きな被害をもたらした災害に照らし、定量的な基準についても定めがあると望ましい。（福島県）
- 「数十年に一度」という表現があいまいで、規模感がわかりづらい。
- 全体に過去の対象事例が古い。明確な基準の提示が必要（顕著な気象現象に基づくもの）。特に北海道の事例が少ない。（北海道）
- 具体的な基準とはしないのか（「それぞれの地域における過去の事例」とは当県では、いつの事例が示されるのか）。
- 発表基準なる雨量、土壌雨量指数などを設定するのか。また、設定する場合、地域特性を考慮するのか（東京都）

広範囲の現象を対象とするのであれば、「数十年に一度の降雨量」の記載だけでなく、「広範囲」についても明記すべき。

（個別意見・要望内容の詳細）

- 山口県では、平成21年7月の豪雨災害で、かつて経験したことのない土石流災害等が発生し、県内全体で死者17名、家屋被害128戸、床上下浸水4570戸など、深刻な被害に見舞われた。この災害は「府県程度以上にわたる広い範囲」（添付資料2P3）に該当しないため、特別警報発表基準を満たさないこととなる。しかしながら、数十年に一度の降雨量、これまで経験したことのない被害、また広範囲の定義である府県程度以上の関連が、どのように基準に反映されるのか曖昧である。したがって、広範囲が発表基準の一つであれば、「数十年に一度の降雨量」の記載だけでなく、「広範囲」についても明記する必要があると考える。（山口県）
- 気象等の特別警報が対象とする現象が「府県程度以上にわたる広い範囲で甚大な災害が同時多発的に発生」する状況とするのであれば、発表基準にもそのような記述を加える必要があるのではないか。（高知県）

特別警報解除はどのように行うのか、基準はあるのか。周知の措置の義務は、警報解除時にも必要かが不明であり、定めるべきではないか。

（個別意見・要望内容の詳細）

- 特別警報解除後は、通常警報への移行となるのか。（北海道）
- 特別警報は「解除された時」も広報しなければなりません、一般の警報が解除されず残っている場合でも「特別警報の解除」の広報はしなければなりませんか？
- 周知の措置の義務は、警報解除時にも必要かが不明であり、定めるべき。（佐賀県）
- 特別警報の解除基準を示していただきたい。（長野県）
- 特別警報の解除は、雨量、土壌雨量指数が警報レベルになれば行うのか解除の基準が分からない（東京都）

大雨特別警報に台風や温帯低気圧による基準を設けることの意味は何か。別途事前に警戒を呼びかけるべきではないか。

（個別意見・要望内容）

- 「数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合」とは、「数十年に一度の降雨量」に達しないと予想される場合においても大雨特別警報を発表するものと推測されるが、台風の強度と大雨特別警報との関連性（発表の必要性）を明確にされたい。仮に、降雨量のみを要因とするものであれば、「若しくは」以降は不要と考える。（山口県）
- （大雨の特別警報（地面現象を含む）発表基準に関して）
特別警報は「重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に発表されるものであり、「数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧」といった規模のみを根拠に早期に発表することは、「重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」、即ち避難指示を発令するに足る状況とは異なるため、本来の特別警報の趣旨には合わないと考える。
「数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合」にのみ発表すべき。
「数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合には、別途事前に警戒を呼びかけるべき。
このように発表基準が2種類あることによる問題点は下記のとおりである。
記
・ 同一の大雨の特別警報発表基準に2種類の基準が混同しており、発表内容によっては住民が行うべき避難行動が異なるため、住民が混乱する。
・ 2種類の基準での発表により、市町村での避難勧告等の発令区分が異なるため、市町村長が混乱する。
・ 事前の発表により地域によっては空振りとなる可能性が高いことから、特別警報の信頼度の低下につながる。

台風、高潮、津波、暴風等が複合した場合は、それぞれで発表するのか。複合の場合は、ある程度基準を低くすることや名称の考慮も必要ではないか。

（個別意見・要望内容）

- 台風、高潮、津波、暴風等が複合した場合は、それぞれで発表するのか。複合の場合は、ある程度基準を低くすることや名称の考慮も必要ではないか。（塩竈市）

大雪の特別警報については、県内の観測地点では例示以上の積雪の実績があることや、積雪のない状態から短時間で集中的に降雪した場合も対象とするなど考慮いただきたい。

（個別意見・要望内容）

- 大雪の特別警報については、県内の観測地点では例示以上の積雪の実績があることや、積雪のない状態から短時間で集中的に降雪した場合も対象とするなど考慮いただきたい。（山形県）

気象の発表基準以外に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要

市町村毎（該当する市町村に対してのみ）に細分化するなど効果的な発表をお願いしたい。

（個別意見・要望内容）

- 大雨特別警報については、県内の大雨洪水警報発表市町村すべてが対象になるとされているが、当県のように、西部山地で極端に雨量が多くなり発表された場合、警報の発表されている東部の市町村との大きな温度差が予想され、市町村単位の発表としていただきたい。
- 補足資料P4で「特別警報を発表するときは、対象府県内で警報の発表されている市町村が全て特別警報になります。」とあるが、兵庫県のようにより県域が広い場合、こうした画一的な運用をするのは必ずしもなじまないのではないかと。特別警報によって最大限の防災対応や避難行動が求められるのであれば、慎重に検討すべきである。
- 特別警報の対象が県内一部の地域だけの場合でも、同時に警報が出ている市町村はすべて特別警報が発表されるとのことだが、各市町村に即した発表ができないか。

- 特別警報は「重大な災害が起こるおそれが著しく大きい地域」に限定して発表することとし、安易に県全域等広域に発表するなどの運用はすべきではないこと。また、合併等により面積の広い市町村については、旧市町村単位等より細分化して発表すること。（図による説明あり）
 - ・特別警報を発表する規模の現象になった場合には、県内に警報が発表されている市町村が全て警報に切り替わる。
 - ・注意報が発表されている市町村においても、警報基準を超過した段階で特別警報が発表されることになる。
 - ・平成23年台風第12号の事例によるシミュレーション結果では、9月3日の12時頃に県内全域に大雨の特別警報が発表されることとなると聞いている。このような運用では、「重大な災害が起こるおそれが著しく大きくない地域」にも特別警報が発表されることとなるため、特別警報の趣旨と異なる。
- 発表単位を市町村ごとにすべきではないか。

特別警報の発表単位が都道府県となっており、その他の気象予警報（土砂災害警戒情報含む）との整合がとられないケース（例えば、注意報しか発表されていない市町村に特別警報が発表されるなど）が想定され、市町村の避難勧告・指示の発令等に混乱を来す恐れがある。

奈良県の場合、北部と南部で地整、気象に大きな差があるため、こうしたケースが起こりやすいと考えられる。（奈良県）
- 市町村ごとで発表されるが、同一予報区で1つでも特別警報基準に該当する市町村が予想された場合、通常の「警報」レベルの市まで運動して特別警報を発令することになり、安易に発令されることにより住民への影響が大きい。
- 気象等の特別警報発表時には、対象府県内で警報が発表されている市町村が全て特別警報になる、とのことであるが、市町村が避難勧告等を的確に発令ができるよう、現行の警報と同様に市町村ごとに発表すべきである。

そのうえで、広い面積を有する市町村においては、発表単位を市町村域以上に細分化することにより、迅速かつ具体的な防災対策を促すことが可能になると思われるため、より細分化した単位での発表を行うべきである。
- 特別警報の発表区域は「市町村単位」とされているが、特定の市町村に大雨等が予想され、特別警報が発表される場合、「対象県内で警報が発表されている市町村全てが特別警報に切り替わる」とこととされている。そのような取扱いは、特別警報の意義を希薄化させるものであることから、市町村単位又は県内を数地域に細分化した単位で的確に発表していただきたい。

※現在運用されている「大雨警報」の発表基準のように、市町村単位（または地域単位）での発表基準を明確化することが必要であると考えられる。（福岡県）
- 特別警報の発表にあたっては、現行警報同様に市町村毎の発表をお願いしたい。（北海道）
- 大雨の特別警報発表基準について、「台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合」としており、昨年の「平成24年7月九州北部豪雨」級の大雨についても、この対象になると聞いている。

昨年の災害を踏まえ、本県が検証を行った結果、「大きな災害につながる可能性のある気象情報については、①適時・適切な情報提供及び注意喚起、②住民に対し、より危機感が伝わるような表記の検討、の両者について気象台に要請していくことが必要」としており、こうした点からも、今般の特別警報の新設は、本県が期待する方向性に即したものであるとともに、今後防災対策を推進していく上においても、その的確な運用が重要であると受け止めている。

また、「大雨特別警報」に係る具体的な基準については、雨量等の数値的基準の設定・公表が困難と聞いているが、「平成24年7月九州北部豪雨」級の大雨が対象になり、適切な警報が発表されるのであれば、特段の問題はないと考える。

一方、この運用に当たっては、「府県予報区」を単位として発表するとの聞いている。このような運用を行った場合、「平成24年7月九州北部豪雨」を例にするとして、「記録的短時間大雨」が発表された県北や阿蘇地域以外においても、「大雨特別警報」が発表されることになる。県内では、「大雨警報」と「大雨特別警報」の2種類の警報が混在することはなくなるものの、「大雨特別警報」のエリアが広範囲になる結果、真に警戒が必要となるエリアが特定されにくくなり、自治体の防災体制の混乱なども想定される。このようなことから、「大雨特別警報」については、「府県予報区」（県内の全域）で発表するのではなく、真に警戒が必要となる地域（市町村単位）を対象に、よりエリアを限定して発表するよう、その運用の在り方について再検討を望むものである。（熊本県）
- 大雨の特別警報発表基準について、補足資料P4の左上図内に「特別警報を発表するときは、対象府県内で警報の発表されている市町村が全て特別警報になります」とあるが、東京都も同様の扱いとなるのか。また、別扱いになるのであればどのような扱いとなるのか教えていただきたい。
- 広域面積を有する市町村について、旧市町村単位での発表を検討いただきたい。
- 「府県予報区内で同種類の毒別警報と警報が同時に発表されることがない」とする発表方法については、3時間雨量を基準に判断する場合などに、県内で特別警報と警報が発表される場合（局地的な豪雨等）が妥当な場合も想定されることから、事象ごとに特別警報の発表区域を判断されたい。
- 大雨警報が発表されている市町村を、県内一律で大雨特別警報に切り替えるのではなく本当に必要な市町村に発表するようにしてください。
- 特別警報の発表区分は市町村単位であるが、南北に細長い、平野部から山間部まで多様な地形を有するなど、市町全域での気象条件が同一でないことが往々にしてある。

特別警報を市単位で発表することにより住民に混乱を与えるおそれがあることから、地形やこれまでの気象条件を勘案して、旧町単位または旧郡単位など発表区分の細分化をお願いする。（滋賀県）
- 特別警報の発表地区単位は県全体一括ではなく、市町単位など細分化すべきではないか。数年前に市町村単位へ細分化した意味は何だったのか。実際に災害対応の第一線となる市町及び住民の立場で考える必要がある。（佐賀県）
- 行政区域内に富士山があることから、これまでも富士山と市街地との気象状況の違いにより、市街地では大した降雨ではない状況下で大雨警報や土砂災害警戒情報が発表・継続となったケースがある。これは、気象情報が市町村単位での発表であることによるものであるが、前述のようなケースでは、住民からすると気象情報の発表内容に疑念が生じ、信憑性が損なわれることに繋がると同時に、行政側としても適切な情報伝達に支障をきたしかねないものである。特に、特別警報については、警報の基準をはるかに超え、甚大な被害が発生する危険性から発表するものであることからすると、特定すべき地域に適切かつ迅速に伝達する必要があるものと思われる。したがって、これまでの警報や土砂災害警戒情報も含め、特に警戒が必要となる気象情報の発表については、市町村単位だけでなく、各市町村の行政区域の規模や地形等の特性を考慮し、山間部と市街地での区分を行う等、さらに効果的な発表の方法の熟考・検証をお願いしたい。
- 同様の理由から、対象範囲を可能な限り危険性の高い範囲としていただきたい。（山形県）
- 気象観測技術の進歩により精度の高い予報が行える様になったとはいえ、あくまでも予報であり、例えば、補足資料にある「命名相当の被害をもたらした」という自然災害についても、事後の甚大な被害から命名されたものであることから、特別警報を発令するタイミング、あるいは発令した後の実際の気象状況により、特別警報自体が形骸化してしまう恐れがある。

また、当県において、北部と南部では雨量など気象状況にかなり差があり、県単位で発令された場合、特別警報発令時の対応（情報伝達後の対応）に市町村間でかなりの差が生じる可能性がある。

このような点に配慮のうえ発令基準や地域について慎重に検討をしていただきたいと考える
- 特別警報が発令された都道府県において、特別警報と同種の気象「警報」は都道府県内一律に「特別警報」に格上げされる運用を予定しているが、地方気象台が都道府県の地理特性等を勘案し、適切な地域区分を設定し運用すること。
- 当警報の発令範囲については、各気象台管轄ごととなっているが、本県は多くの離島を抱えており、地域特性を考慮し、発令範囲の細分化の検討ができないか。（大雨警報が発令されている市町村のうち、1市町村でも特別警報が発令されれば、大雨警報が発令されているすべての市町村は、特別警報に切り替わる運用としているため）（鹿児島県）

- 発表基準に意見はないが、「発表区域は市町村」となっていることを厳守いただき、大きな影響を受けることの無い市町を含めたくくりの地域（県下全域、県中部等）を対象として発表・解除するなど、不明瞭な運用は厳に慎んでいただきたい。理由としては、多くの住民に無用の不安を与えるだけでなく、このような事例が続くと、特別警報に対する住民の警戒心が薄れ、真に警戒を要する場合において、住民が命を守る行動をとることを妨げる恐れがある。なお、同様のことが「警報・注意報」についても当てはまると考える。
- 補足資料 P4「特別警報を発表するときは、対象府県内で警報の発表されている市町村全て特別警報となる」とあるが、本県は南北に長く警報発表時においても今後の気象条件は北部と南部では異なる。よって、特別警報を発表する際は、県内で警報の発表されている市町村が全て特別警報を発表する対象とするのではなく、各市町村における立地状況や今後の気象状況により、各地域の状況に合わせた発表が必要と考える。
- 発表する地域を限定して運用していただきたい。大雨の特別警報発表基準については、警報からの切替を警報の発表されている市町村全てとはせず、今後も降り続く状況等を勘案して対象となると予想される市町村と検討して頂きたい。
- 警報内容や対象地域について、住民にとって具体的でわかりやすい表現で発表していただきたい。（青森県）
- 「大雨特別警報を発令する際は、対象県内で、警報の発表されている市町村が全て特別警報になる」とあるが、地理条件などにより、県内で一律の気象状況とならないこともあるため、きめ細やかな発令をお願いしたい。（埼玉県）
- 大雨警報等が発表されている市町村のうち、1市町村でも特別警報が発表されれば、すべての市町村は、特別警報に切り替わるが、実際には雨量が避難指示等の基準に満たない市町村でも、避難指示等を発令しなければならないのではないかと、判断に迷いを生じさせる場合が考えられるため、正確な判断のためにも、発表範囲の細分化を検討いただきたい。（特別警報発表後、記録的大雨に関する気象情報を発表することとなっているが、対象とならない市町村においては、避難指示等を発令しないことへの住民からの問い合わせや苦情も考えられる。）（鹿児島県）

発表のタイミングについて、リードタイム、事前情報等はどうか。

（個別意見・要望内容）

- 基準のうち、地震動及び津波に関するものを除き、「数十年に一度」など抽象的な表現で設定されているため、実際に特別警報が発表されるかどうかは、気象庁（気象台）の判断によるところが大きく、行政機関や住民等が発表を予見することは難しいと思われる。このため、住民等の早期の避難行動につながるよう特別警報が発表される恐れがある場合は早めの情報提供を行う等の運用をお願いしたい。
- 警報発表後、どのタイミングで特別警報を発表するイメージなのか。
- 大雨警報を災害対策本部の設置基準の一つとしているが、大雨特別警報とのレベルの差異について、もう少し具体的にご教示願いたい。（住民の避難行動基準の観点等から）
- 「数十年に一度」の定義が不明瞭。分かりにくい。雨量（時間雨量、累積雨量等）等の数値基準を明確に示す必要があるのではないかと。また、過去の対象事例を用いて発表のタイミングを解説していただくなど、気象庁からの具体的な説明が必要ではないかと。（奈良県）
- いずれの発表基準も「予想される場合」とされ、発表時点では「命を守る最善の行動を直ちにとる。」ことが住民に求められているが、相当危険な気象状況下で周知の確実性や命を守る行動が取れる選択があるか疑問であるため、一般警報を発表後、限りなく早い（平穏な気象状況）時点で「空振り」を恐れず、特別警報を踏まえた発表や特別警報に発展する可能性を言及した情報を発表することになれば、住民は安全に避難行動が取れる時間的余裕が確保できるものとする。（山口県）
- 広報体制の準備の必要性から、発表の可能性があると思込まれる状況においては、自治体への事前の伝達についても検討されたい。（京都府）
- 特別警報を発表する場合または発表が予想される場合、市町村においては住民への広報体制や避難所開設等の準備が必要となるため、事前に時間的な余裕をもって都道府県、市町村へ情報提供していただきたい。
- 気象等の特別警報（大雨、暴風・高潮・波浪、大雪）の基準について、発表されるタイミングを具体的に教えていただきたい（○時間前には発表する基準など。）※職場で待機する必要があるため、特別警報を発表するという、事前の情報をいただきたい。
- 基準が抽象的であるため、警報と特別警報がどのような順序・タイミングで発令されるのかが分かりにくい。
- 基準自体の意見ではないが、特別警報が発表されない警報レベルでも、警報発表文の中に、例えば、「今後、特別警報が発表されない場合でも、甚大な被害が発生することがあり得る」といった内容を必ず明記しておく必要があるのではないかと。また、特別警報が発表される可能性が高い場合には、「今後、特別警報に発展する可能性がある」といった内容の明記もあったほうがよいのではないかと。
- 短期的な局地的集中豪雨については、どこまで早く予測し、特別警報として公表されるのか、信頼性を含め、ご教示願いたい。（住民への避難勧告等の判断基準に必要）
- 特別警報は「重大な災害の起こるおそれ」が「著しく大きい」場合に発令されるという性質に鑑み、住民の迅速かつ安全な避難行動を確保するためにも、状況が悪化してからではなく、的確な予測に基づき早期に発令していただきたい。（埼玉県）
- 警報の発表段階で、特別警報の発表の可能性の有無も含めて発表してほしい。
- 特別警報発令のイメージは持てるが、警報解除のイメージが曖昧である。特別警報の解除後も警報が残れば、市町の災対本部にも過重なものとなる。これまでも「注意報」、「警報」の発令には一定の基準があったが、昨今、警報発令タイミングが早く、かつ解除が遅い。
- 警報の発表基準が曖昧なため、どのタイミングで発令されるのかが分かりにくい。ある程度の被害があった後に、発令されると考えることから、この警報に何の意味があるのか分からない。一できるだけ早い段階で警報を発令してほしい。
- 当警報の発令対象となる事例については、数日から1週間程度（長い事例では1ヶ月間）の長期的期間が対象となっているが、発令から解除までのタイミングの考え方を教示していただきたい。（鹿児島県）
- 特別警報は気象庁の予想（判断）により発表されるが、その予想（判断）が時々により異なれば住民に不安や不信を与えることになる。また、発表タイミングによっては住民に危険をおよぼすことも考えられるので、発表に際しては十分に留意すること。（滋賀県）
- 特別警報の発表にあたっては、県への事前連絡、降雨予測等の情報提供をより綿密をお願いしたい。（奈良県）
- 気象情報などにおいて、特別警報発表の見込みについても、あらかじめ発表するよう、併せて検討をお願いしたい。
- また、発表についてはどれくらい前に発表を行うか、おおよその時間を知りたい。
- 特別警報の発表により住民が直ちに命を守る行動をとることを期待することから、気象等の特別警報については、事態の進展に応じ、住民が安全に避難するための所要時間に配慮して早めに発表（または可能性に言及）されたい。

最近の事例や当県の該当事例を提示していただきたい。

（個別意見・要望内容）

- 全国的な統一基準であると思いますが、難しいと思いますが、例えば、すぐに思い浮かべられない災害かもしれません。当市においても、昭和56年の水害について知る者は少なくなってきたり、あれぐらいと言ってみても想像できない市民が過半数かもしれません。できるだけ、最近の災害を例にさせていただき、「昨年の〇〇以上になる。」など誰にでも、どの年齢層にも分かりやすい表現はできないでしょうか。この先、十年経って、昭和38年や伊勢湾台風のように古い事例を想像できるかどうか。ご検討いただけますと幸いです。
- 特別警報の内容及び発表された場合における防災体制について、県や市町村が住民へ説明する場面が出てくると思われる。その際、「数十年に一度」という曖昧な基準では、住民が正しく理解することが難しく、また伊勢湾台風級や、新潟・福島豪雨級という他県の災害はイメージすることが困難であり、理解を得ることは難しいと思われる。そのためにも本県における過去の該当する例や該当しない例、さらにその理由を複数示していただきたい。（鹿児島県）
- 対象とする災害について、当該県において被害が最も大きかった災害を例示することで、住民の危機意識が高まるものと考えます。（岩手県）
- 近年においても特定地域・時期への集中的な降雪により災害が発生していることから、このような異常豪雪についても対象例として明記できないか。
- 大雨に関する特別警報の発表地域について、都道府県内の全ての警報発表市町村を対象とするようであるが、「警報基準をはるかに超える異常な大雨」という趣旨を踏まえ、特に警戒すべき市町村のみを対象として発表していただきたい。（秋田県）
- 数十年に一度や〇〇級の大雨・台風の表現について、もう少し具体的な表現で示した方が住民もわかりやすいのではないかと。過去の災害を用いる場合でも、警報の発表基準のように具体的な降水量や風速などの数値的基準を設けた方がよいと思う。伊勢湾台風級と言われても、当時の災害を経験している人であれば想像がすくと思うが、多くの住民はどの程度危険な状態であるか、避難する必要があるかなどイメージがしにくいと思われる。（黒石市）
- 台風の例示について、「伊勢湾台風」級とあるが、被害から既に50年以上たっており脅威を実感できない国民も少なくないと思う。このため、対象事例として他の表現がよいと考える。
- 「平成23年7月新潟・福島豪雨」や「平成24年7月九州北部豪雨」がどのような災害であったのか、本市民の記憶が薄れていることも想定される。「伊勢湾台風」や「平成23年台風12号」、「東海豪雨」など、本市民にとって記憶のある災害の名称を使って警戒を呼びかけてほしい
- 大雨、大雪等に関する特別警報に関する基準を数値などで具体的に示すとともに、当県に影響があった過去の災害で該当する事例があれば例示していただきたい。（秋田県）
- 県内において、過去10年間で起きた気象等の中、この「特別警報」の基準に今、当てはめると特別警報を発表していたと考えられるものは存在しますか？
- 全体に過去の対象事例が古い。明確な基準の提示が必要（顕著な気象現象に基づくもの）。特に北海道の事例が少ない。（北海道）

特別警報発表の範囲は、どの程度の規模を考えているか。例えば1次細分区域で発表してみたいか。

（個別意見・要望内容）

- 発表区域は市町村単位ではなく、1次細分区としてはどうか
- 特別警報が各市に対して出されるものなのか、広域を対象としたものなのか、広域であればどの程度近隣市町村が対象となり、連動するのかのイメージが今一つかめない。
- 特別警報発表の範囲（都道府県単位、多摩部、23区、島しょ、市町村）は、どの程度の規模を考えているか。（東京都）

発表の際は「当該地区において数十年に一度」という表現にしていただきたい。全国的な範囲での数十年に一度の現象と誤解される可能性がある。

（個別意見・要望内容）

- 発表の際は「当該地区において数十年に一度」という表現にしていただきたい。全国的な範囲での数十年に一度の現象と誤解される可能性がある。（長野県）

周辺住民に避難を促せるような効果的な伝達内容、分かりやすい表現で発表していただきたい。

（個別意見・要望内容）

- 発表時にはわかりやすい表現を使用されたい。
- 周辺住民に避難を促せるような効果的な伝達内容が必要と考える。
- 地方気象台が特別警報を発表する際には、都道府県の地域特性や過去の災害等に応じ、住民に危機感を実感させ具体的な避難行動を起こさせるような切迫した表現を盛り込んで伝達すること。
- 警報内容や対象地域について、住民にとって具体的にわかりやすい表現で発表していただきたい。（青森県）
- 特別警報発令時、解除時の住民への伝達文例を示していただきたい。
- 特別警報は全国的にみて数十年に一度の現象が発生した際に発表されるもので、これは本件では未だ経験したことのないような規模とのことである。
発表される機会が非常に限られることから、住民にとって馴染みの薄いものになり、「通常の警報との違いが分かり難い」、「発表されても危機感が伝わり難い」等の問題が生じる可能性がある。
本県でも可能な限り協力したいと考えるが、気象庁としても住民等に対する十分な広報を行うとともに、市町村が住民に対して特別警報を伝達する際に危機感が伝わるような表現方法を示すなど、県・市町村に対して指導・助言をお願いしたい。

特別警報の発表に際し、「注意警戒文」に住民の安全を確保するための具体的な避難行動等を促す内容を加えていただきたい。

（個別意見・要望内容）

- 特別警報の発表に際し、住民の安全を確保するための具体的な避難行動等を促す内容を加えていただきたい。
（“具体的な避難行動等を促す内容を加える”箇所について、松江地台から問い合わせたところ、「注意警戒文」に加えて欲しい）
（島根県）
- 特別警報が発令された時点で、自治体、住民がとるべき行動とは具体的にどのような行動のことが示してほしい。

「大雨特別警報」の発表文については、現行文と同形式で発表する予定と聞いているが、本情報の趣旨に鑑み、情報の受け手（自治体、住民等）が視覚的にも見やすく、緊急性や事象の重大さをいち早く認識できるような仕組み（発表文の形式）を検討することが必要ではないか。

（個別意見・要望内容）

- 現行の注意警戒文の冒頭に特別警報である旨の明示のみでは住民が情報を受けた際、その重要度が伝わりきるか。平時から周知をするにしても数十年に1回程度の発表で、特別警報である旨の明示では住民は多分ピンとこない。(山口県)
- 特別警報は市町村単位で発表され、注意警戒文の冒頭に特別警報である旨とその種別を明示し発表されることとなっている(添付資料2P1)。しかしながら、冒頭に明示されるだけでは、文字が混在し、どの市町村に特別警報が発表されたのか、瞬時に把握することが困難である。については、補足情報として、発表された該当市町村を示す地図などが必要と考える。(山口県)
- 「大雨特別警報」の発表文については、現行文と同形式で発表する予定と聞いているが、本情報の趣旨に鑑み、情報の受け手(自治体、住民等)が視覚的にも見やすく、緊急性や事象の重大さをいち早く認識できるような仕組み(発表文の形式)を検討することが必要と考える。
(昨年の九州北部豪雨では、7月12日の午前6時45分に「これまでに経験したことのないような大雨になっています。この地域の方は厳重に警戒してください」という短文形式の気象情報が、熊本地方気象台から全国で初めて発表されたが、これを受けた自治体においては、他の防災気象情報と同様の取扱いをした事例もあるため。)(熊本県)

大雨に関して、本基準がどの程度の危険度を意味しているのか分からないため、河川管理者として、実務上、本警報が発表された場合の具体的な対応が不明である。

(個別意見・要望内容)

- (大雨に関して)本基準がどの程度の危険度を意味しているのか分からないため、河川管理者として、実務上、本警報が発表された場合の具体的な対応が不明である。(鹿児島県)

局地的大雨について対応できるのか、特別警報の発表はないのか。

(個別意見・要望内容)

- 局地的豪雨においても重大な被害が起こる可能性があるので、観測精度の向上や時間雨量等の具体的な基準を設けることにより特別警報として発表できるよう対応をお願いします。(滋賀県)
- 突発的で予測が困難な、局地的大雨については対応できるのか。

津波の発表基準に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要

現行の津波警報以上(1メートル以上)を特別警報と位置付けるべき。

(個別意見・要望内容)

- 現行の津波警報と同じ「高い所で1メートルを超える津波が予想される場合」に変更することを要望する。(石巻市)
- 上記に関連し、「津波警報」以上を特別警報に位置付けることを要望する。(石巻市)
- 沿岸部では、津波警報レベルの津波発生で人命が失われる危険性がかなり高いことから、津波警報から「特別警報」として発表する必要があると考える。(塩竈市)
- 特別警報は、防災関係機関は最大限の防災対応が求められるもの、また、住民は自らの判断・行動力により命を守る最善の行動を直ちにとることが求められるもの、になると記載されています。
すなわち、津波の特別警報では、自助により直ちに命を守る行動をとることになると考えるが、平成11年7月12日付の消防庁長官通知により津波対策関係署長連絡会議の結果を踏まえ、各沿岸自治体においては、津波警報が発令された場合には避難勧告等を発令することになっており、地域防災計画等にも記載を行うようになっており、したがって、特別警報が命を守る行動を取らせることが目的であること、及び、平成11年の消防庁長官通知との整合性を図るためにも、津波警報以上を特別警報に位置付けるべきと考える。

津波の発表基準以外に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要

名称を変更してはどうか(例:大津波特別警報)。

(個別意見・要望内容)

- 発表名称について、単に位置づけるだけでは今回の法改正の主旨に沿わないことから、「特別警報」であることがわかる名称で発表すべき。例)「大津波警報(特別警報)」「噴火警報(特別警報)」「緊急地震速報(特別警報)」など
- あるレベル以上のものを特別警報と位置づけ、自治体及び住民に最大級の警戒を呼びかけるのであれば、気象等の特別警報と同様に「特別警報」という標記を使用すべきではないか。(高知県)
- 津波・噴火・地震動に係る特別警報の名称について、特別警報として位置付けられていることが住民に理解されるよう、発表名称に「特別警報」と明記すべきである。
- 津波、火山及び地震動の特別警報の発表名称については、従来の「警報」から変更することなく、特別警報との位置付けのみとしているが、一般の方々にも特別警報であることが分かるような名称とするよう検討していただきたい。
- 発令時において、「警報」ではなく、「特別警報」であることを明確な形で区別したうえで発令願いたい。
- 特別警報が発表された場合に危険だということを表すのであれば、「津波注意報」「津波警報」「大津波特別警報」と改称すべきではないか。
- 特別警報と大津波警報の呼称が複数あるのは危険度としてなじまない。一つにすべき。
- 発表名称にも特別警報という名称を用いた方が、より重大性・危険性が伝わるのではないか。
- 最大限の防災対応が求められる特別警報の趣旨を鑑みると、特別警報であると発表しないと、この基準自体の意味がなくなってしまうのではないだろうか。
- 一部の市町から、「大津波警報(特別警報)」「緊急地震速報(特別警報)」のように発表するなど、特別警報であることを明記したほうがよいとの意見があった。
- 貴庁が示された基準(案)にて特に問題なし。
ただし、発表名称については特別警報の表示を行ったほうが住民の即時的な判断を促すことが可能となると考えられるため、再度検討をお願いしたい。(長崎県)

- 「警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、住民に甚大な災害が発生する危険性をわかりやすく伝える」という点を踏まえると、情報の受け手に迅速かつ明確に災害の危険性が伝わるよう、従来の発表名称と明確に名称を区別し発表すべきではないかと考える。
 ・また、情報の受信側・発信側双方の役割を担う市の立場としても、目に見える「発表名称」を明確な形で区別し発表していただいたほうが、「特別警報」をより災害応急対応に係る判断材料に活用しやすい上、ひいては迅速な市の初動体制の整備や住民への情報伝達等に活かせるものと考え。
- 特別警報という概念を新たに設定したのだから、「大津波特別警報」とした方が混乱は少ないと史料。なぜ、特別警報と位置付けし、発表は変更されないのか疑問。
- 特別警報が分かるように名称を考慮頂きたい。
- 発表名称を「大津波特別警報」に変更→大津波警報のままでは住民に「特別警報」であることが分かりにくい。発表名称を従来どおりとするならば、特別警報という新たな考え方は、いわば後付けにすぎず、何ら意味をなすものでなくその意義が不明である。

津波警報レベルの津波においても人的被害が発生する可能性があるにもかかわらず、気象庁では津波警報レベルの津波の高さの程度であれば、「重大な災害」には当たらないと捉えているとの印象を受けるがどうか。

(個別意見・要望内容)

- 津波警報レベルの津波においても人的被害が発生する可能性があるにもかかわらず、気象庁では津波警報レベルの津波の高さの程度であれば、「重大な災害」には当たらないと捉えているとの印象を受ける。(石巻市)

海岸保全施設等の復旧が完了していないこと、及び地震発生後に来襲する津波に対して避難の要否を予測することは現時点の技術力では困難な現状を踏まえ、石巻市では、「津波警報」発表から避難指示を発令しようとしている。それに対し、受け手側(住民)が「津波警報」では「避難不要」との誤解を受けないか懸念する。

(個別意見・要望内容)

- 海岸保全施設等の復旧が完了していないこと、及び地震発生後に来襲する津波に対して避難の要否を予測することは現時点の技術力では困難な現状を踏まえ、石巻市では、「津波警報」発表から避難指示を発令しようとしている。それに対し、受け手側(住民)が「津波警報」では「避難不要」との誤解を受けないか懸念する。(石巻市)

火山の発表基準に関する意見・要望はなし

火山の発表基準以外に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要

名称を変更してはどうか(例:噴火特別警報)。

(個別意見・要望内容)

- 発表名称について、単に位置づけるだけでは今回の法改正の主旨に沿わないことから、「特別警報」であることがわかる名称で発表すべき。例)「大津波警報(特別警報)」「噴火警報(特別警報)」「緊急地震速報(特別警報)」など
- あるレベル以上のもを特別警報と位置付け、自治体及び住民に最大級の警戒を呼びかけるのであれば、気象等の特別警報と同様に「特別警報」という表記を使用すべきではないか。(高知県)
- 既存の呼び方では、これまでの警報と比べ著しく危険な状況であると認識することは難しいのではないかと
- 津波・噴火・地震動に係る特別警報の名称について、特別警報として位置付けられていることが住民に理解されるよう、発表名称に「特別警報」と明記すべきである。
- 津波、火山及び地震動の特別警報の発表名称については、従来の「警報」から変更することなく、特別警報との位置付けのみとしているが、一般の方々にも特別警報であることが分かるような名称とするよう検討していただきたい。
- 発令時において、「警報」ではなく、「特別警報」であることを明確な形で区別したうえで発令願いたい。
- 特別警報の設置の目的から、「噴火特別警報」「地震特別警報」とすべきである。(山口県)
- 発表名称にも特別警報という名称を用いた方が、より重大性・危険性が伝わるのではないかと。
- 特別警報と噴火警報の呼称が複数あるのは危険度としてなじまない。一つにすべき。
- 最大限の防災対応が求められる特別警報の趣旨を鑑みると、特別警報であると発表しないと、この基準自体の意味がなくなってしまうのではないのでしょうか。
- 同上
- 貴庁が示された基準(案)にて特に問題なし。
 ただし、発表名称については特別警報の表示を行ったほうが住民の即時的な判断を促すことが可能となると考えられるため、再度検討をお願いしたい。(長崎県)
- 「警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、住民に甚大な災害が発生する危険性をわかりやすく伝える」という点を踏まえると、情報の受け手に迅速かつ明確に災害の危険性が伝わるよう、従来の発表名称と明確に名称を区別し発表すべきではないかと考える。
 ・また、情報の受信側・発信側双方の役割を担う市の立場としても、目に見える「発表名称」を明確な形で区別し発表していただいたほうが、「特別警報」をより災害応急対応に係る判断材料に活用しやすい上、ひいては迅速な市の初動体制の整備や住民への情報伝達等に活かせるものと考え。
- 特別警報が発表された場合に危険だということを表現するのであれば、「噴火特別警報」と改称すべきではないか。
- 発表名称:「噴火特別警報」に変更→噴火警報のままでは住民に「特別警報」であることが分かりにくい。発表名称を従来どおりとするならば、特別警報という新たな考え方は、いわば後付けにすぎず、何ら意味をなすものでなくその意義が不明である。
- 特別警報が分かるように名称を考慮頂きたい。
- 津波の特別警報に対応する予警報の名称として、大津波警報が位置づけられているが、噴火警報においても、特別警報に対応する予警報の名称として「噴火特別警報」のように名称を創設してはどうか。

地震動の発表基準に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要

地震動が「予想される場合」とされているが、緊急地震速報が間に合わない直下型も考えられるので注釈が必要ではないか。

(個別意見・要望内容)

- 地震動が「予想される場合」とされているが、緊急地震速報が間に合わない直下型も考えられるので注釈が必要である。(山口県)

地震動の発表基準以外に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要

名称を変更してはどうか(例:緊急地震速報(特別警報)、緊急地震特別警報、「緊急地震速報 特別警報 震度6弱」)。

(個別意見・要望内容)

- 発表名称について、単に位置づけるだけでは今回の法改正の主旨に沿わないことから、「特別警報」であることがわかる名称で発表すべき。例)「大津波警報(特別警報)」「噴火警報(特別警報)」「緊急地震速報(特別警報)」など
- あるレベル以上のものを特別警報と位置付け、自治体及び住民に最大級の警戒を呼びかけるのであれば、気象等の特別警報と同様に「特別警報」という標記を使用すべきではないか。(高知県)
- 震度5強以下を「緊急地震警報」、震度6弱以上を「緊急地震特別警報」とした方がより、特別警報の危険が伝わるのではないか。
- 発表名称はそのまま(緊急地震速報(警報))ではなく、「緊急地震速報(特別警報)」など、特別警報が読み取れる表現にしてほしい。発表名称を従来どおりとするならば、特別警報という新たな考え方は、いわば後付けにすぎず、何ら意味をなすものでなくその意義が不明である。
- 津波・噴火・地震動に係る特別警報の名称について、特別警報として位置付けられていることが住民に理解されるよう、発表名称に「特別警報」と明記すべきである。
- 発表名称を緊急地震速報(特別警報)にする。(弘前市)
- 津波、火山及び地震動の特別警報の発表名称については、従来の「警報」から変更することなく、特別警報との位置付けのみとしているが、一般の方々にも特別警報であることが分かるような名称とするよう検討していただきたい。
- 発令時において、「警報」ではなく、「特別警報」であることを明確な形で区別したうえで発令願いたい。
- 同上
- 特別警報の設置の目的から、「噴火特別警報」「地震特別警報」とすべきである。(山口県)
- 発表名称にも特別警報という名称を用いた方が、より重大性・危険性が伝わるのではないか。
- 特別警報と緊急地震速報の呼称が複数あるのは危険度としてなじまない。一つにすべき。
- 最大限の防災対応が求められる特別警報の趣旨を鑑みると、特別警報であると発表しないと、この基準自体の意味がなくなってしまうのではないだろうか。
- 一部の市町から、「大津波警報(特別警報)」「緊急地震速報(特別警報)」のように発表するなど、特別警報であることを明記したほうがよいとの意見があった。
- 貴庁が示された基準(案)にて特に問題なし。
ただし、発表名称については特別警報の表示を行ったほうが住民の即時的な判断を促すことが可能となるとも考えられるため、再度検討をお願いしたい。(長崎県)
- 「警報の発表基準をはるかに超える現象に対して、住民に甚大な災害が発生する危険性をわかりやすく伝える」という点を踏まえると、情報の受け手に迅速かつ明確に災害の危険性が伝わるよう、従来の発表名称と明確に名称を区別し発表すべきではないかと考える。
・また、情報の受信側・発信側双方の役割を担う市の立場としても、目に見える「発表名称」を明確な形で区別し発表していただいたほうが、「特別警報」をより災害応急対応に係る判断材料に活用しやすし上、ひいては迅速な市の初動体制の整備や住民への情報伝達等に活かせるものと考えます。
- 地震のうち、震度6弱以上を予想したものについては特別警報に位置付け、発表名称は緊急地震速報のままにするとのことであるが、「震度6弱以上は、住民に対して危険度のレベルが高いこと」を伝えるため、発表名称を例えば「緊急地震速報 特別警報 震度6弱」など、特別警報の名称を活用し、発表することとしてはどうか。
- 震度6弱以上の地震を特別警報に位置付けるが、発表名称は震度5弱以上全てが緊急地震速報(警報)となっているため、国民にとって震度6弱以上の特別警報かどうか、判断できない。発表名称にも、5弱以上と6弱以上で名称を変更し、分かりやすく対処しやすい内容にすべきではないかと考えます。
- 特別警報が分かるように名称を考慮頂きたい。

伝達、自治体対応等に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要

気象予警報と避難情報の関係を気象庁において整理されたい。例えば、特別警報の発表に際しては避難勧告を、警報の発表に際しては避難準備情報を行う等、特別警報を、都道府県、市町村がどのように取り扱えば良いか、目安を示していただきたい。

(個別意見・要望内容)

- 気象予警報と避難情報の関係を気象庁において整理されたい。(例:特別警報の発表に際しては避難勧告を、警報の発表に際しては避難準備情報を行う等のルール化)(京都府)
- 特別警報が発令された時点で、自治体、住民がとるべき行動とは具体的にどのような行動のことが示してほしい。
- 特別警報を、都道府県、市町村がどのように取り扱えば良いか。
避難勧告・指示の発令にどのようにリンクさせれば良いかが不明確。
特別警報を、都道府県、市町村がどのように取り扱えば良いか、目安を示していただきたい。(奈良県)

システム改修のための時間がない、あるいは予算措置をお願いしたい。

(個別意見・要望内容)

- 特別警報発表に伴う運用変更にあたってシステム変更は早い段階で示していただくとともに、運用変更に伴う改修変更が生じる場合は、気象庁の責務において予算措置をしていただきたい。(北海道)
- 全国瞬時警報システムにより即座に周知する必要があるとすれば、システムを改修する必要があり、特別警報運用開始までに時間が無い。
- ただし、それに伴い気象電文を変更する場合は、各機関に相当のシステム改修費用の負担を強いるので、国による費用の手当及びシステム改修までに充分な猶予期間を設けるようお願いする。
- 県から市町への通知義務、市町から住民等へ周知させる措置をとる義務について、これまで以上に伝達体制を強化する必要があるが、防災行政無線等の整備に当たって、財政的に問題を抱えるため体制整備が進まない市町もあるので、今まで以上に財政的な支援を行ってほしい。
- 法改正に伴い市町の住民情報伝達が義務化されることに対するシステムのカスタマイズ等の経費について、国で負担する等の対応をお願いする。(滋賀県)
- (津波および地震動に関して)
直ちに周知できる仕組み(システムなど)づくりに補助を設けて欲しい。
- また、特別警報の新設に当たっては、各自治体が独自に整備する情報通信システムの設計変更が必要となる場合があることから、県及び市町村に対する早期の情報提供及び当該改修に伴う予算上の措置について特段の御配慮をお願いします。(熊本県)
- 大津波警報発表後、直ちに全国瞬時警報システムにより全市に自動放送されるが、これで改正気象業務法第15条の2第4項の義務を果たすためには、システムを改修する必要があり、特別警報運用開始までに時間が無い。
- 県には特別警報を市町村へ周知する義務があるが、現行の県総合防災情報システムでは特別警報を自動周知できない。システム改修費について、国で負担願いたい。(宮城県)

周知・広報等、その他に関する主な意見・要望

自治体からの意見・要望の概要

短期間で運用が開始となることや発表頻度が少ないことから、特別警報が発表された際に国民が等しく適切な行動が取れるよう、周知に最大限の努力をしていただきたい。

(個別意見・要望内容)

- 特別警報発令下での危険度や切迫性について住民に十分周知するとともに、一方で通常の警報が軽視されないように、今後の周知広報に当たっては留意していただきたい。(埼玉県)
- 住民自らが警報基準や警報発表が意味することをしっかりと理解し、行動できて大義をなすものと考えます。この警報発表時には、このような状況になるということを住民が理解できるよう必要となる行動内容まで踏み込んで広報をお願いします。
- 市町村の警戒体制に混乱を招かないよう、運用開始前には基準等についての説明会を開催してほしい、特別警報について広く国民へ周知を図られたい。
- 特別警報の運用開始まで短期間であることや発表頻度が少ないと想定されることから、特別警報の発表時に住民が混乱することがないように、県、市町と連携し、住民への周知と継続的な啓発を行われたい
- 特別警報についての住民への事前周知はもっと多くのメディアなどを活用して積極的に行うべき。ほとんどの住民は特別警報のことを知らない。広報不足である。(佐賀県)
- 気象警報の種類が増加することにより住民の方に、警報の重要性・緊急性が正確に伝わるか危惧している。
特別警報運用にあたり、住民への周知を徹底していただきたい。(徳島県)
- 基準とされる災害の年代が多岐に渡ることから、住民への周知に際しては、災害内容、規模を交えた説明を加える等、特別警報が持つ意味をより具体的に分かりやすく啓発をお願いしたい。
また、現行の各種防災情報に関しても気象庁が主体となり、情報の持つ意味、発表時の危険度の状況を具体的にわかりやすく啓発をいただくとともに、特別警報が発表される段階までに潜む危険性を周知いただきたい。(長崎県)
- 「警報」と「特別警報」の境界についてわかりづらいこと、「警報」の意義が軽視されるおそれがあるので、住民への「特別警報」「警報」に対する内容の理解と浸透の徹底が必要と考えます。
- 「特別警報」について、各種広報媒体を通じて周知を徹底してほしい。
- 住民が特別警報を正しく理解しなければ適切な避難行動につながらず、混乱を招くおそれがあるので、国がマスコミ等を通じて住民向けに十分な周知をされるようお願いする。(滋賀県)
- 特別警報は全国的にみて数十年に一度の現象が発生した際に発表されるもので、これは本件では未だ経験したことのないような規模とのことである。
発表される機会が非常に限られることから、住民にとって馴染みの薄いものになり、「通常の警報との違いが分かり難い」、「発表されても危機感が伝わり難い」等の問題が生じる可能性がある。
本県でも可能な限り協力したいと考えるが、気象庁としても住民等に対する十分な広報を行うとともに、市町村が住民に対して特別警報を伝達する際に危機感が伝わるような表現方法を示すなど、県・市町村に対して指導・助言をお願いしたい。
- 特別警報の運用開始に当たっては、特別警報が発表された際に国民が等しく適切な行動が取れるよう、周知に最大限の努力をしていただくよう要望する。

大雨の特別警報の運用を開始する際には、特別警報が発表されるまで避難しなくてよいと住民に受け取られないか。警報の軽視につながらないよう、従来の警報の基準に変更がないことを併せて周知に努めていただきたい。

(個別意見・要望内容)

- 特別警報の運用開始により、従来の警報に対する危機感が相対的に低下することが懸念されるため、国民に対し特別警報の位置付けを十分周知されたい。(京都府)
- 特別警報発令下での危険度や切迫性について住民に十分周知するとともに、一方で通常の警報が軽視されないように、今後の周知広報に当たっては留意していただきたい。(埼玉県)
- 特別警報と通常の警報との違いなどを発表時に工夫する必要がある。また、特別警報の運用開始に伴い、通常の警報が軽んじられないか。
- 特別警報新設により、住民が従来の警報を軽視するようになる可能性がある。
- 通常の警報、注意報の意味が従来と変わりが無いことを充分広報していただきたい。
- 従来の警報等が軽く捉えられないように配慮願いたい。

- 特別警報が運用されることで既存の警報に対する警戒の認識が低下し、警報が軽視されることも考えられるため、特別警報の運用に当たっては十分考慮すること（図による説明あり）
 - ・特別警報が導入されることで警報・注意報の警戒度が相対的に低下する。
 - ・特別警報が「重大な災害が起こるおそれが著しく高くない」にもかかわらず発表されることになれば、特別警報に警戒せず、避難しなくなる。警報ならばなおさらである。
 - ・数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧が接近するなどして事前に特別警報が発表されることで、空振りが多くなれば、特別警報に対する信頼度が低下する。
- 国民が特別警報に意識をとられすぎで、従来の警報・注意報を軽んじることをないよう啓発に努めていただきたい。（山口県）
- 「特別警報」の新たな設置が、従来の大雨注意報、大雨警報、土砂災害警戒情報の基準を緩和するものではない旨の十分な周知を改めて依頼したい。（鹿児島県）
- 注意報→警報→土砂災害警戒情報→特別警報となった場合、受け取る側の警報自体の重みが弱い。（北海道）
- 基準とされる災害の年代が多岐に渡ることから、住民への周知に際しては、災害内容、規模を交えた説明を加える等、特別警報が持つ意味をより具体的に分かりやすく啓発をお願いしたい。
また、現行の各種防災情報に関しても気象庁が主体となり、情報の持つ意味、発表時の危険度の状況を具体的にわかりやすく啓発をいただくとともに、特別警報が発表される段階までに潜む危険性を周知いただきたい。（長崎県）
- 同じ県内で特別警報が出されるほど深刻で非常な災害が懸念されるときに「自分の市は、まだ警報レベル」と受け止められかねない。通常の警報では不必要な安心感につながるのではないか。
- 特別警報が連発されると「数十年に一度」という表現は、変更されるか？また、特別警報ができたことで、警報、注意報が簡単に発令されることのないようお願いしたい。
- 「警報」と「特別警報」の境界についてわかりづらいうことと、「警報」の意義が軽視されるおそれがあるので、住民への「特別警報」「警報」に対する内容の理解と浸透の徹底が必要と考えます。
- 近年、局地的豪雨による被害が多発しているが、広域的に発令される特別警報の発令に至らない場合でも、特別警報発令時を上回る局地的な災害が発生するおそれがある。大雨の特別警報の運用を開始する際には、従来の警報の基準に変更がないことを併せて周知に努めてほしい。
- 「警報」の上に、さらに「特別警報」が発表されることにより、住民にとって「警報」の基準が軽くなったのかと誤解されるおそれがある。特別警報の周知に当たっては、警報の基準もこれまで通りであることを改めて住民に周知して欲しい。
- 特別警報が発表されるまで、受け手側（住民）から「避難しなくてよい」と受け取られないか懸念する。（石巻市）
- 特別警報を作ると、警報は上から2番目となり、「警報」ではまだ「特別警報」が出ていないと住民は感じる。特別警報は「数十年に1度出るもの」ではなく、「基本的に出さないもの」、「警報が一番上」といった周知をお願いしたい。

運用開始日前にもう一度、説明会を開催し周知させる必要があるのではないか。

（個別意見・要望内容）

- 運用開始日前にもう一度、説明会を開催し周知させる必要がある。（北海道）
- 市町村の警戒体制に混乱を招かないよう、運用開始前には基準等についての説明会を開催してほしい、特別警報について広く国民へ周知を図られたい。